

## 文学者の戦争責任論ノート(二)

高橋 新太郎

昭和十六年(一九四一)十二月九日、早朝から全国一斉に「国内治安確保ノ完璧ヲ期スル為」いわゆる不穏分子の検挙・予防検束が行われた。この年三月七日には国防保安法が制定され、同じく十日には治安維持法の全面改正が実現し、五月十四日からは、予防拘禁制度が実施されていた。七月三十一日には、「何時如何ナル事態ノ発生スルヤモ測リ難キ状況」のもとに、内務省警保局長名の通牒「治安維持法ニ関スル非常措置要綱」が全国道府県の警察部長宛に発せられていた。日米開戦に備えて、反戦反軍、反国策的非協力的態度への抑圧の強化が指示され、特に、「共産主義運動関係者」がチェックされていたのである。この「宣戦ノ大詔」の発せられた日の翌日に検挙拘束された左翼運動関係者の内訃は、被疑事件の検挙者二百二十六名、予防検束者百五十名、予防拘禁者三十名の計三百九十六名であった。

この日検束された者の中には、『列風の街』の歌人波辺順三や同人<sup>上</sup>「構想」に拠つて「CREDO QUITA ABSUR-DUM」と題して、毎号詩的アフォリズムを発表していた埴谷雄高、いわゆる「リアン芸術共産党」事件の詩人高橋玄一郎そして宮本顯治夫人宮本百合子等々の文学者も含まれていた。宮本百合子は翌十七年七月二十日過ぎ、東京拘置所の西日の射す独房の炎暑の中で健康を害し人事不省の状態で出所する。

中野重治は、故郷福井一本町に滞在していたため、身柄拘束を免かれたが、妻の原泉からヘケサキタイサイフミニ

の電報を受取っていた。予防検束者の一人にリストアップされていたのである。中野は、昭和十一年十一月の「恩想犯保護観察法」実施以来、保護観察処分を受ける身でもあつた。『中野重治金集』第二十八巻の松下総作製の「年譜」の昭和十七年の頃に次の記述がある。

一月四日、妻、東京で女児早産。生後もなく死んで。五日、鶴川いね子、齋井栄から「四ヒゴゴ三、三〇オンナウマレ四、一〇シス、ハラサンゲンキ、イネコ、サカエ」の電報を受けとる。

一月一四日、一本出をたてて東京に帰る。十六日、警視庁第一課官下係長、片岡警部を訪ねる。保護観察所長、山根輔導官、荒牧保護司を訪ねる。世田谷署特高主任を訪ねる。以後、一九四五年六月「召集」のときまで、東京警視庁、のち世田谷警察署に出頭、取調べを受ける。

二月十五日、文藝春秋社に菊池寛を訪ねて会えず、翌十六日手紙を書き、ちかく新しい文学者の団体が出来るにつき、資格審査にもれぬよう情報局の人とりなしてくれるようたのむ。

「新しい文学者の団体」とは、五月二十六日に結成を見る社團法人日本文学報国会のことである。中野の作品『甲乙丙丁』上（一九六九年九月、講談社）に次の書簡が挿入されている。

かういふ手紙で失礼します。昨日お目にかかりたくて社へ伺ひましたが、会議とのことでK・Hさんにお会ひしてお伝へを願つておきました。しかし忘れたこともあり、取急ぎこの手紙を差上げます。K・H氏のお話と重複するかとも思ひますが、その点おゆるし下さい。いつも困った時にばかり駆けつけるやうな仕儀となり、恥しく存じます。お願ひの件できるだけ事務的に申します。今度新しい文学者団体が出来るにつき、だんだん処理委員会が開かれ、最近一種の資格審査委員会のやうなものが開かれ、席上私の名前があがつたとき、情報局側の人々が、これは情報局の方にちよつと考へさせてくれといふことをいはれたさうであります。それにつき、あなたが情報局の方にお会ひの便宜がありましたら、私が資格審査にもれぬやう、どうかお話をお願ひしたい、これがお願ひの事柄上の内容であります。

情報局側のこの言葉は（これは又聞きなのですが、私はそれを根拠あるものと思ひ、取急いでゐる次第なのです）。私自身にも、分からぬ言葉ではあります。十二月九日に検挙があり、私の所へも警察の人人がきた次第で、

その後私の身柄が、まだ最終的に決定してゐないといふことに關係あるものと思ひます。そこで、さうであるだけに、一そり右のことをお願ひしたいのです。

そこで私の身柄の現状を申します。私は昨年十一月十七日父重憲につき帰国し、父は翌日死に、その後始末に忙殺されてゐるうちに大東亜戦争の勃発となりました。警察からは（私の帰國その他はすべてその都度警察その他に通知してありますが）私の留守宅に人が来たわけであります。そこで私は警視庁の方へ手紙を書き私の事情を書き、取調べその他の場合、家を留守にする事なしに行くやうお願ひしました。それから郷里の方で四十九日をすませ、一月十六日上京し、警視庁に出席しました。そこでなほいろいろお話して、お話を聞きましたが、当局の方の言葉をこくかいつまんでいひますと、「君の一身上の事情は委細分つた。また君の心境の説明も分かるところがあつた。こちらとしては、君のからだを強ひても拘束することが目的なのではない。要は君の反省如何による。その反省が深く、当局にも十分納得行くものであつた節は、取調べそのこともなしにすむかも知れぬ。二つの家——郷土と東京との——マネジといふことは簡単には行くまいが、差当り必要な処理をすませたら、その時通知するやうに。」といふことでありました。私は實にありがたく、その後東京の方のメドも七分通りついたものですから、先日また警視庁へ行きました。その時はやはり結論だけ書きますと、「それでは郷里の方に帰り、家の処理がすんだら、君の心境を書いてよこすやう。いつまでといふわけには行かぬが、決して急ぐには及ばぬ。その上で上京するがよからう。」といふことでもありました。この上京は、警視庁への出頭といふことでも無論あります。今後とも私が生活の本拠を東京に置き、文筆の仕事を仕事として行くといふことを前提としてゐるわけであります。なほその時「君の願が何分とも取上げられるだらう」といふお話もあり、私としては、切にそれを願つてゐるわけであります。そこで私はここ数日中に再び郷里にかへり、なるべく来月半頃までに上京したいと考へてをります。私の身柄はかういふ具合に、形の上では途中といふ形にあるのです。

そこであなたにお願ひに上つた心持を申します。大体この又聞きといふのは、持田朔郎君からのことなのです。が、一昨日突然持田君が私のところへ来、彼が徵用に立つことをいひに来ました。そして話の末、当分ゐなくなることもあるからといふので、さういふ話を聞いたからひ置くといつて話してくれました。そして「かういふ事は、きまつてしまふと動かしにくいから。但し君に筆を折るといふ気持ちがあるなら別だが、さうでないなら、何とか方法を講じるがよからう。」といふ意味を別れの言葉としてくれました。私は有難くそれを聞きました

た。

但し持田君には、私への誤解があり、そのため、筆を折る気持ちがあるなら格別云々といふことをいつてゐるのですが、私には毫もさういふ気持がなく、この際自分の反省を深め、誤りを正して、今後とも当局の指示に従ひ、一個の作家として、今日の時代に精いっぱい働きたいと思ひ、又そのことが多少とも当局にも諒解が願へ、自分の前途は、身柄上なほ翳があるにしても、それを通じて明るくなりつつあるといふ風に考へてゐるものですから、進んで自分といふものを各方面にも諒解が願ひたく、資格審査といふことは将来にわたるものであり、誰かに話を聞いてほしく思ひましたが、何しろ今までの私のこととて、適当な人を知りません。そこで再びあなたとのところへ出かけたわけであります。今までの私は、「あれは役人などに会ふのは嫌ひな男だから」といふ風にも見られてゐたかとも思ひますが、今の私は決してさうではありません。その点ではすつと積極的になつてゐます。

但し私はこの際何とか選にもれず、また身柄も拘束されなくてすめばいい、とにかく、ここを切り抜けさへすればといふ考へであるのではありません。私の場合はそんなことですむ苦もなく、假にすんだとしても、それは今後の文筆生活が性質からいつて開けぬのですから——これは文筆の仕事そのものにかかはりますが、私の性質としても、さういふことはできません。この点は小生は從来とも偏狭だつたとしても不正直ではなかつたと信じます。——あなたに厄介をお願ひする以上は、成敗にかかはらぬある程度までの信念がある次第であります。そしてその根本要約の一つをなすものは自分のひとりよがりについての反省であります。(くどくなります)が出来るだけ事務的に書きますからどうかお読み下さい。」それは、今後のことにつき、從来自分の仕事について、客観的に責任をとる態度がなかつたといふことであります。一口にいへば、出獄以来自分は政治的な面から全く離れ、もつばら文学上の仕事をし、それを新しい方向において自分はしてゐる。それは広くいつて、日本文学にかすかに貢献してゐると思ふ。それを検閲当局などが、とくに色々といふ。また読者も自分の書いたものを、勝手に延長として受取る傾きがある。しかしそれは向ふが悪い。自分はさういふ積りではない。全く新しく踏み出している。それは作 자체に即して見ればわかる筈だ。諒解するのは向ふの勝手だ。自分は不完全にしか理解されてゐない。自分といふものよく理解してほしい。ざつとかういふ考へでやつて來たと思ひます。つまり私は當局なり、読者なりが、私の書いたものを、どういふ工合に受け取るやうな条件の下にあるかに無関心でゐました。文筆上

の仕事の世間にあたへる影響について、自分の主觀ばかり問題にして、客観的に責任を負ふことに気づいてゐなかつたことに気づいた次第です。執筆禁止の問題についても、それの当面の意義は、今になつてやうやく合点が行つたといふ体たらくであります。まことに恥しい話ですけれども、事実そんな工合であります。そこで私は今からは、その点の責任といふことに中心を置いて、作家と世間との客観的関係の認識から自分の道を開きたいと考へます。

しかし、一方からいへば、このことが今まで分らなかつたといふのも、一つには、自分の哲学的、思想的立場が明瞭でなかつたこと、それを明確にする努力があまりなかつたことによつてゐると思ひます。マルクス主義文藝觀を離れたといふ方がおもで、それではどんな新しい立場に立つたか、そのことが自分自身に対しましてさへ、必ずしも明瞭でなかつたと思ひます。勿論、国家の方針にそふいふこと、国民の一人としての立場に立つことは明瞭でしたが、それは反面からいへば、自分の国民的出生にたよつてゐたものといふことができます。しかし今となつては、特にそれは不充分であり、私の場合はなほ更であり、また私が前途に光明を見て行くのだとすれば、そんな漠としたことで信念が立つわけでもありません。今の私はその点、かういふ風に考へてゐます。日本の民族的統一の強化、国家的力量の増大、両者の結びつけられたものとしての發展のために書く、一口に言へばかういふ考へであります。民族的統一の強化、国家的力量の増大、そのためといふことをよくよくはつきりさせて書いて行きたいといふ考へであります。これは自分としては、やうやく得たもので、その点は恥しいのですが、さういふわけであります。かういふことは、もつと別に信念がバツと燃え立つやうな人もあると思ひますが、私の場合は、さういふ風に行かず、どうしても理屈的になる所がありますか、自分としては、ただ信念といふだけではなく、理屈的な面でも、自分の考へをよく確かめたいと思ふわけなのです。この考へには、それについては、まだ、考への全体が構造されてゐず、また大体において分ることも、いちいち理屈ばつて書くことができません。私としては、今だとりついた心持ちと、この心持ちの自分としての思想的裏付けのあらましをかいづまんで書いた次第であります。かういふことが諒解されて、そのことによつて資格のことなども取上げられてほしいのであります。

それですから、仮に私が新団体に参加できなくなるやうな場合にたちいたつたとしても、そんなら勝手にしろといふやうな心持ちになることは全くありません。(これは身柄の方についても同様であります。) それですから、

あなたに厄介をおかけした結果、形の上で目的が叶はなかつたとしても、ここにスケッチした私の信念には變るところがありません。その点、あなたにこめいわくをおかけするやうなことは万々ありません。あなたに之を開いていただくだけでも有難いのであります。

私は私の目的が実地にも叶ふやうに切望してゐます。妻のこともあり（昨日お目にかかれ、次手があつたら、女房からもよろしくといふことをいつて置いてくれといふ女房の話でしたが、K・H氏にお会ひしたので、そのことは云はずに帰りました。）彼女の妹の勤先が貿易關係の会社でもあり、ドイツ資本との関係からも、彼女（妹の方）に悪く影響することなどを恐れます。警視庁当局の話が進行中に、文学團体から閉出されることが事實となり、それが身柄問題へ逆作用して行くことも恐れます。目的は叶へられたいと願ひます。けれども、本質的には私の信念が諒解され、それによつてそれが具体的に育つて行く可能性が与へられるといふことあります。先日、「藝術」の人が来て、最近の心境を書けといふことでしたが、身柄についての問題が進行中ですから、今いつたやうな心境を人に知つてもらひたくも思ひ、また発表の責任もあると思ひましたが、不景気と思ひ断りました。またそのことを当局に報告しても蜀きました。その他万事この際特に慎重に行動したいと考へて居りますが、あなたにお願ひするについても、よく考へました。さうして成敗は別として、やはりあなたにお話しておきたいと思ひました。どうか、便宜の節がありましたら、よろしくお願ひ致します。またかういふことにつき何かお話をあるやうでしたら、お聞きしたいと思ひます。まだ四、五日は東京にりますから、電報なりを下されば、早速お訪ね致します。（なほ警視庁係の人は第一課山下清係長殿であります。保護觀察所の方は牧直保護司であります。）

大へんなく書きました。ぐちっぽく、理屈ぼくもなりました。自分のことばかり書きましたことをお許し下さい。この頃はとりわけお忙しいことと思ひますが、御健康のほどを祈ります。

二月十七日

田村 横

豊田

貴様

又書きを基として書きました。けれどもそれが無根のことだつたとしても、これを書く機会を得ただけでも私としては、満足です。事実無根の場合は、私の心持のみお知りおき下さい。ほんたうに長々と書き、しかも書き足りぬ気がしてなりません。お笑ひなくお読み取り下さい。

あえて長々と田村の作中の書簡の全文を引用したのは、イニシアル化や仮名が用いられているものの、これが年譜に記述されている、中野が菊池寛に宛てて書いた懇願の手紙そのものと思うからにはかならない。この長々、この懇願は並大抵ではない。太平洋戦争開始前後の中野をとりまく逼迫した状況そのものが切実に反映している。部分的な抄出を許さぬ真実なるもののみが有する長さと緊迫がここにはある。埴谷雄高の「影絵の時代」（昭和52・9、河出書房新社）には、「作中の人名が他に置き換えられているだけで、原型のまま全文はいつている」との寧野謙の言も紹介されている。この書簡と平野謙の宿縁？については後に触れる。

中野は、昭和十七年二月一日付の「日本学藝新聞」（百一十五号）の「わが今日の決意」を問われたはがき回答で、自分は最近ある機縁に依つて、数年来の行き方が一貫して誤つてゐたことに気づきました。その説明は簡単に出来ぬ性質のものだから省きます。そこで自分としては、「この誤りの認識に徹すること、そこから正しき道行きを見ることに今日の決意をかけて居ます。話が個人的になりましたが、実情かくの如くであります。」と記してもいい。同じ紙上で、半田義之は「よき小説家、よき日本人なること」と答え岡田八千代は「何事もおかみにお世話かけぬ様、御用あらば何かのお役に立ちたく職域奉公を念願といたしてをります。」とのべ、戦時下を、もつとも細心に率無くしのいだ伊藤整は「臣民として御詔勅の精神を体し、戦時下文藝の道を生きる覺悟です。」と心懐を吐露していた。

再び前記中野重治「年譜」を引く。

五月二十六日、社団法人日本文学報国会発足。小説部会および評論隨筆部会会員となる。六月十八日、日比谷公会堂での発会式に出席。

六月三十日、「斎藤茂吉ノオト」を筑摩書房より刊行。

七月、堀辰雄をつうじて、宇野千代から匿名で生活費援助の申入れがあつた。（七月十一日付堀辰雄手紙。）

七月二十七日、文学報国会が会員に呼びかけて小石川後楽園で忠靈塔建設の奉仕作業を行つたのに参加。

八月一日、宮本百合子の東京拘置所からの仮死状態での出獄のしらせを受ける。

八月三日、娘の療養のため、栃木県那須郡那須高原八幡温泉に行き、ひと夏を過ごす。「わが家の子供の育て方」を『女性生活』十月号に発表。

十月三十一日、新潮社版昭和名作選集『歌のわかれ』、先日企画届を出したものから絶版にすると連絡あり。

十一月七日、警視庁に提出するべき手記書きおわる。十日、午後、警視庁へ行き片岡警部に九十九枚わたす。さらに出獄以来の「著者ならびに発表原稿の発表場所、年月日、内容、そのイデオロギー等の記録」を提出することを求められる。

中野重治は、年譜の記述にあるように、日本文学報国会の発会式に列席、大政翼賛会總裁・内閣總理大臣東条英機の「祝辭」に聞き入つていた。平野謙の「文学報国会の結成」(『婦人朝日』昭和17・8)なる一文には、その模様を次のごとく伝えている。『会長徳富蘇峰、全会員約三千二百名、まことに聖代の壯觀と言ふべきであらう。ここに全日本文学者の大團結は全く成つたのである。このことの劃期的な意義については何人も疑ふまい。とかく静観的、閉鎖的になりがちな文学者が各部門の交流、聯繫を目指して大團結したといふこと、この一事は既にそれだけ永く文学史に伝ふべき、偉大な事実にちがひない。』

平野朗こと平野謙は、昭和十六年二月二十一日付で、のちに文藝課と称される情報局第五部第三課の嘱託の職に在つた。日本文学報国会を結成に導いた直轄の課であり、平野みずからも、文学報国会評論隨筆部会の幹事の一人でもあつた。同人誌『現代文学』で平野と親交した大井広介によれば、情報局總裁東條英機の文化關係の演説の草稿作りも上司から命じられたともいふ。『文学報国会は無為』昭和36・5『文学』

日本文学報国会への入会は、『一種の免罪符とも受けとられがちだつた』と平野も回想するようだ。(『日本文学報

国会の成立』昭和36・5『文学』)、当代の文学者およびその研究者は、有名無名を問わず、時勢の波に乗り遅れまいとして、あるいは時代の悪氣流から身を避ける(生業の桶)として、こそつて入会したのである。保護觀察處分下にあつた宮本百合子・藏原惟人・中野重治らにとつては、日本文学報国会は、(緊急避難)の恰好の場として意識されたであろうし、思想的負い目を抱く多くの転向者は、そこに安堵したのである。滝川鶴次郎も壺井繁治も本多秋五も小田切秀雄も荒正人(赤木俊)も佐々木基一も例外ではなかつた。のちに『近代文学』に掲る仲間で入会しなかつたのは、多分埴谷高唯一人であろう。小生は世の文士とは全く性質を異にしてゐる上に……且文筆を持つて以來報國の念を離れた事がないから、今更報国会に入る必要を認めない』(『隣人之友』昭和17年10月)とした中里介山や、『みたみわれ』の歌人・大東塾の影山正治などのよ、な、勧誘があつたにもかかわらず応じなかつた者は、ごく稀れだつた。『断腸亭日乗』一九四三年五月十七日の条に、(菊池寛の設立せし文学報国会なるもの)一言の挿入もなく余の名を会員名簿に載すとの記述が見えるが、荷風に私淑する文士のいわれ無き業でもあつたろうか。

日本文学報国会結成に至る経緯については、『日本文学報国会会員名簿』の復刻版(新評論社刊)に付した拙稿『総力戦体制下の文学者——社団法人日本文学報国会』があり、本稿の記述を補うところがある。

(次号につづく)